

骨子案 相談支援専門部会担当分野

分野（大分類）【総合計画】	施策の方向性（中分類）	現状・課題及び取組の方向性	数値目標等
5 障害のある人の相談支援体制の充実	(1) 地域における相談支援体制の充実	<p>(1)</p> <p>【I 現状・課題】</p> <p>基幹相談支援センターの設置は進んでいるものの十分ではないほか、基幹相談支援センターと指定特定相談支援事業所、委託相談支援事業所との役割が、地域の中で明確に分担されていないなどの課題がある。また、計画相談事業所の絶対数の不足、地域による設置数の偏りがある。</p> <p>発達障害のある人については、千葉県発達障害者支援センター（C A S）を設置しているが、更に地域資源を活用した支援を推進する必要がある。</p> <p>【II 取組の方向性】</p> <p>基幹相談支援センターの全市町村への設置を進め、相談支援事業所に対する助言や人材育成、関係機関の連携などの役割と、計画相談支援事業所、委託相談支援事業所の役割分担について、市町村と連携した研修会等の開催により情報共有を図り、市町村の相談支援体制の強化を図る。</p> <p>発達障害のある人が可能な限り身近な地域で必要な支援が受けられるよう、千葉県発達障害者支援センター（C A S）を拠点として、市町村や事業所等のバックアップや専門性の高い人材の養成を目的とした研修等を行うとともに、発達障害者地域支援マネジャーを配置し、市町村に向けた地域支援体制整備に係る研修や事業所の困難事例支援など、地域支援機能の強化等を行う。</p>	<p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援従事者数 県独自 ・特定相談支援事業所所在市町村数 県独自 ・一般相談支援事業所所在市町村数 県独自 ・基幹相談支援センター設置市町村数 県独自 ・発達障害者支援センター相談件数（地域相談支援機関での相談を含む） 厚労省指針 ・発達障害者支援地域協議会の開催回数 厚労省指針 ・ピアサポートの活動への参加人数 厚労省指針 ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数 厚労省指針 ・発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数 厚労省指針 ・発達障害者支援センター運営事業 実施見込箇所数、実利用見込者数、研修等受講者数 厚労省指針 ・千葉県相談支援アドバイザー派遣事業 アドバイザー配置数、アドバイザー派遣件数 厚労省指針
	(2) 地域における相談支援従事者研修の充実	<p>(2)</p> <p>【I 現状・課題】</p> <p>研修により養成された相談支援専門員が、必ずしも相談支援業務に従事又は定着できるような環境が整っていないなどの課題がある。</p> <p>【II 取組の方向性】</p> <p>相談支援専門員等の受講生定員及び研修修了者を増やすとともに、育成ビジョンを明確にした上で、各研修を体系的に整理することにより、受講者の目的意識を高め、研修効果のより一層の向上を図る。</p>	<p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援従事者数【再掲】 県独自 ・相談支援専門員の養成数 県独自 ・相談支援専門コース別研修事業 受講者数、研修開催回数 県独自 ・相談支援専門員研修（初任者・現任・主任）及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）修了者数 厚労省指針 ・相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数 厚労省指針

	(3) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	<p>(3)</p> <p>【I 現状・課題】</p> <p>手帳の有無や診断名等にかかわらず、障害の可能性が見込まれる子どものために、保健、医療、福祉、子育て、教育等の関係者が連携し、早期発見と適切な療育につながるようにするために、相談支援体制の充実を図る必要がある。</p> <p>【II 取組の方向性】</p> <p>障害の可能性が見込まれる子どもが適切な療育につながるように、相談支援専門員と児童発達支援センターや障害児等療育支援事業関係者などとの発達段階に応じた連携について、関係機関に働きかける。</p> <p>医療的ケアを要する障害のある子ども等が適切な支援につながるように、地域における医療・福祉資源に関する情報を、市町村や地域相談支援機関に提供・周知する。</p>	<p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数【再掲】 厚労省指針 ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者） 厚労省指針 ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者） 厚労省指針 ・ペアレントメンターの登録者数 厚労省指針
--	----------------------------	---	--